



区の世帯と人口(1月1日現在)	
住民登録	前月比
世帯数	107,941 (+58)
人口	187,792 (+193)

発行 台東区 編集 総務部 区長・広報室 〒110-8615 台東区東上野4丁目5番6号  
 ☎ 5246-1111(代表) FAX 5246-1029(区長・広報室) ホームページアドレス <http://www.city.taito.lg.jp>



▲東京スカイツリーから見た台東区

▼イラストはイメージです

ごみの不法投棄の誘発!



ごみの不法投棄や、それに伴う悪臭等を引き起こします。

防火性の低下!



不審火の発生や、近隣での火災の際に延焼してしまいます。

防犯性の低下!



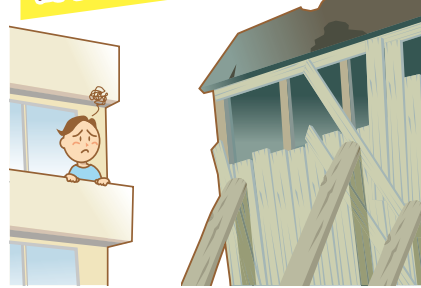
不審者の滞在を招いたり、犯罪の温床になったりする可能性があります。

景観の阻害!



周囲の景観を著しく阻害します。

倒壊の危険性!



老朽化で倒壊等の危険性が高まります。

最近、空き家に関する多くの情報やご意見が区に寄せられています。空き家は、適切な管理をされていないと、ごみの不法投棄の誘発や、防犯性の低下等、周囲に悪影響を与えるさまざまな問題が起ることが考えられます。

区では、こうした課題に対応するために「空き家実態調査」を行い、その結果がまとまりましたので、お知らせします。

# 安全で快適な、住みよいまちを目指して

## 「空き家実態調査」の結果がまとまりました

問合せ 建築課 監察担当  
 ☎ (5246) 1340

空き家から発生する問題

空き家から発生する恐れのある問題はさまざまですが、建物に人が住んでいないことが直接的な問題となるわけではありません。

空き家の適切な維持管理が行われていない、放置されているような場合に、左図・下図のような問題が発生し、周囲にもさまざまな悪影響を及ぼす可能性があります。

「空き家実態調査」を行いました。区内の空き家とみられる建築物は823件

「空き家実態調査」の方法

区では昨年3～4月に、町会のご協力のもと、地域の皆さんから空き家に関する情報を寄せていただきました。その情報と、区で把握していた情報を合わせた約1千件を、昨年7月に敷地の外から目視で、空き家かどうかの判定や、老朽危険度等を調査しました。

主な調査結果

区内で空き家とみられる建築物は823件ありました。それらの空き家を老朽化の度合いに応じて分類すると、下表のようになります。区内にある空き家のうち、不良が131件で、約6件に1件は老朽化が進んでいることが分かりました。

適切な維持管理が大切です

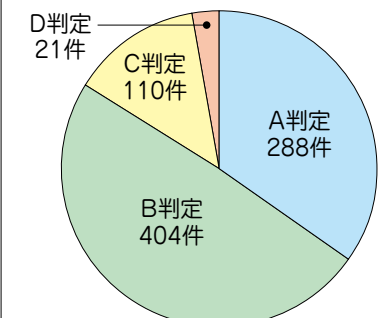
区内にある空き家は、比較的良質な状態のものが多いですが、今後、維持管理が適切に行われなかったり、老朽化が進んだりすると、強風によって屋根や外壁の一部が吹き飛んだり、倒壊したりする危険性が高まります。

万が一、他人に被害を与えてしまった場合には、相続人等、建築物を管理しなければならぬ方を含む空き家の所有者に対して賠償責任が問われることもあります。

空き家を所有している方は定期的に状況を確認し、庭木が伸びて隣家の敷地へ侵入している・害虫が発生している等、周囲に悪影響がある場合には、修繕や改修・撤去など、適切な対処をとることが大切です。

自分で維持管理ができない場合には、知人や専門の業者に委託する等の対応をしましょう。

(表) 空き家の老朽危険度の割合



空き家総数 (823件)	良好 (692件) 84%	A判定 (288件) 35%	小規模の修繕により再利用が可能 (または修繕がほとんど必要ない)
	不良 (131件) 16%	B判定 (404件) 49%	維持・管理が行き届いておらず、損傷もみられるが、当面の危険性は無い (多少の改修工事によって再利用が可能)
		C判定 (110件) 13%	ただちに倒壊や建築資材の飛散等の危険性は無いが、維持・管理が行き届いておらず、損傷が激しい (老朽化が著しい)
	D判定 (21件) 3%	倒壊や建築資材の飛散等の危険が切迫しており、緊急度が極めて高い (解体が必要と思われる)	

今後の取り組み

区では、今回の調査結果を踏まえ、空き家の所有者の責務や行政の措置等を定めた「(仮称) 東京都台東区空き家等の適正管理に関する条例」の制定を進めています。また、適正管理および定住促進を図るため、空き家の利用・活用の促進に向けた取り組みも行っていきます。

空き家対策に取り組み、安全で快適な、住みよいまちを目指します。